

認知症対応型共同生活介護  
グループホーム やかた

利 用 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下、「利用者」といいます)とコンフォートライフ合同会社が運営するグループホームやかた(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

#### 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。

#### 第3条(認知症対応型共同生活介護計画の策定)

事業者は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

- ① 利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成
- ② 作成した計画について、利用者及びその家族へ説明
- ③ 必要に応じた計画の変更

#### 第4条(認知症対応型共同生活介護サービスの内容)

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って、利用者に対して居室、食事、介護保険法令で定める必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方による身体的拘束を行いません。

#### 第5条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第6条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 3 利用者は利用者に関する1項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条(料金)

- 1 利用者はサービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金を月ごとに合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を添付して、翌月初旬までに利用者へ通知します。銀行引落につきましては15日(休日の場合は翌営業日)となります。
- 3 利用者は当月料金の合計を翌月20日までに原則銀行振込または口座引落で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金を受領したときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 第8条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して(1週間の予告期間をにおいて)文書で通知することにより、この契約を解除できます。
  - 2 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間をにおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
    - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合
    - ② 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3週間以内に退院できる見込みがない場合、または3週間を経過しても退院できないことが明らかなる場合
  - 3 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
  - 4 入居者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるセクハラメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合
    - 1) 身体的暴力～身体的な力を使って危害を及ぼす行為  
例) コップを投げつける/蹴られる/唾を吐く
    - 2) 精神的暴力～個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為  
例) 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する/入居者の話を鵜呑みにして一方的に叱る、罵る
    - 3) セクシャルハラメント～意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為  
例) 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中、あからさまに性的な話をする
- ※ただし、以下の内容は「ハラメント」に該当しません。
- ・認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動
  - ・料金の滞納(不払いの際の言動がハラメントに該当することがあります)
  - ・苦情の申し立て(苦情の申し立ての際の言動がハラメントに該当することがあります)
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
    - ① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
    - ② 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

## 第9条(退所時の援助)

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために援助します。

## 第10条(秘密保持)

事業者及び事業に従事する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 第12条(連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な措置を講じます。

第13条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

事業者

住所 岩手県釜石市大町第3地割9番地16号

名称 コンフォートライフ合同会社

グループホームやかた(事業所番号 0391100062)

代表社員・管理者 松田 宇善 印